

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第45号

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(乗車券の発行の取扱い) 第7条 乗車券の発行は、企画総務部 <u>総務課</u> において行う。	(乗車券の発行の取扱い) 第7条 乗車券の発行は、企画総務部 <u>企画総務課</u> において行う。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)